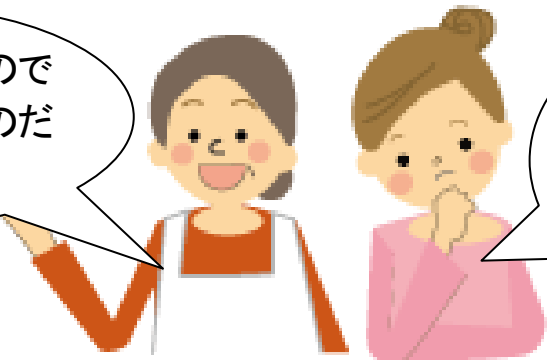




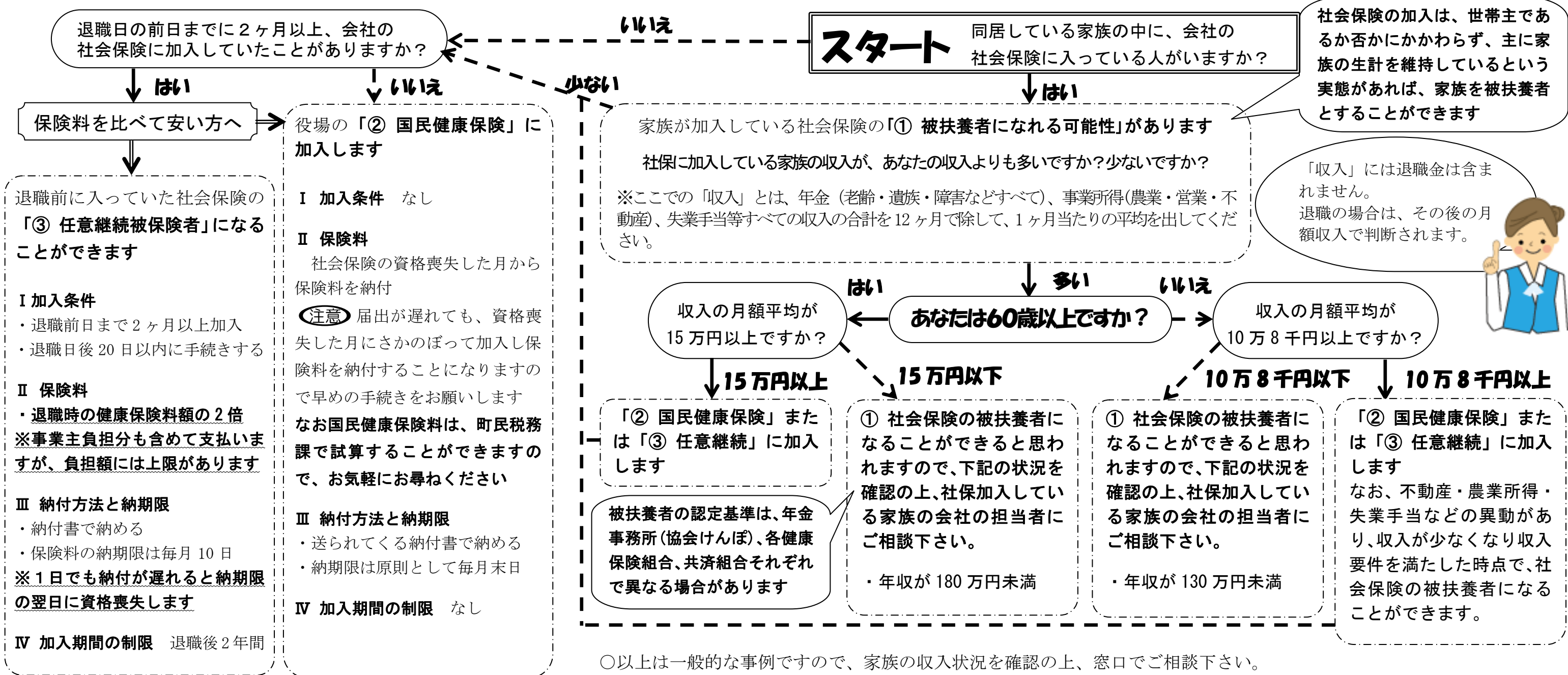
引っ越してきたので
保険証がほしいのだ
けど…



会社を辞めたの
で、国民健康保険
に入りたいのです
が…

あなたも社会保険の 被扶養者になれるかもしれませんよ！

このような理由から役場で国保へ加入する手続きをしていますが、ちょっと待って！！
もしかしたら、社会保険（「協会けんぽ」や職場の「健康保険組合」など）の被扶養者になれる場合がありますので、次のフローチャートで確認してみましょう！！



「収入」には退職金は含まれません。
退職の場合は、その後の月額収入で判断されます。



○以上は一般的な事例ですので、家族の収入状況を確認の上、窓口でご相談下さい。
<例>同居していない子(社保加入)より仕送りをもって生計を営んでいる場合も、被扶養者となる場合があります。
○社会保険への被扶養者としての加入は、事業主（会社）を通じて年金事務所(旧 社会保険事務所)や、健康保険組合などへの届出となります。
○社会保険の被扶養者として加入することにより、新たな保険料納付の必要はありません。
注意 上記①から③いずれの保険に加入しても、20歳以上60歳未満の方は別に国民年金保険料の納付義務があります。
※年金保険料の納付が不要になる場合→配偶者の健康保険の被扶養者（第3号被保険者）になったとき。

詳しいお問い合わせ・ご相談は・・・
金山町役場健康福祉課 医療介護係
☎(0233)52-2111 内線268・269
!お気軽にお問い合わせ下さい!

